庁議(令和5年7月11日)結果について

- 1 開催日 令和5年7月11日(火)
- 2 場 所 庁議室
- 3 出席者 市長、今井副市長、津田副市長、教育長 市長室長、企画政策部長、総務部長
- 4 説 明 者 市民部長、都市整備部長、土木部長、社会教育部長、消防長、 副病院長兼事務局長、財政課長、資産経営課長、職員課長
- 5 事 務 局 秘書課長、広報課長、財政課長、行政総務課長 企画政策課長、政策担当長、企画政策課主査
- 6 付議事項
- (1) みんなの広場ネーミングライツ契約における愛称の変更について

概要	令和5年2月24日付けでネーミングライツ契約を締結したみんな の広場について、契約者である医療法人聖玲塾から愛称変更の申出が あった。平塚市ネーミングライツ検討委員会(庁内組織)において愛 称変更について協議した結果を踏まえ、ネーミングライツ契約で定め た愛称の変更手続を進めるものである。
結果	審議の結果承認された。

(2) 平塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)について

概要	1 改正理由及び内容 新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するため人事院 規則に規定された特殊勤務手当の特例が廃止されたことを踏まえ、平 塚市一般職員の特殊勤務手当に関する条例に規定している同感染症に 係る感染症接触手当の特例を廃止するものである。 2 施行日 公布の日
結果	審議の結果承認された。

(3) 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利 活動法人等を定める条例の一部を改正する条例(案)について

概要 1 制度の概要及び改正の理由 平成23年6月の税制関連法案の成立により、認定NPO法人以外のNPO法人であっても、都道府県や市町村が条例で指定したNPO法人への寄附金が個人住民税の寄附金税額控除の対象とされることとなった。平塚市でも平成25年9月の議会でNPO法人を指定する条例を新設し、現在4法人を指定している。 今回、指定NPO法人の「特定非営利活動法人トムトム」と「特定非営利活動法人WE21ジャパンひらつか」から、平塚市市税条例第13条の2第2項の期間を更新する旨の申出があったため、NPO法人を指定する条例の一部改正を行うものである。

	2 改正の要点
	「特定非営利活動法人トムトム」と「特定非営利活動法人WE21
	ジャパンひらつか」の平塚市市税条例第13条の2第2項の期間を「令
	和5年10月1日から令和10年9月30日まで」に改めるため本条
	例別表の修正を行う。
結果	審議の結果承認された。

(4) 平塚市印鑑条例の一部を改正する条例(案) について

概要	1 改正の趣旨
	法律の改正に伴い、移動端末設備(スマートフォン)に搭載された
	利用者証明用電子証明書を用いて多機能端末機(コンビニ交付サービ
	ス)から印鑑登録証明書の交付申請が行えるよう、平塚市印鑑条例の
	一部を改正する。
	2 改正内容
	現行条例では、多機能端末機(コンビニ交付サービス)利用時は個
	人番号カード(マイナンバーカード)に搭載された利用者証明用電子
	証明書を用いることが定められているが、これを「個人番号カード用」
	及び「移動端末設備用」のいずれかを用いるものと改正する。
	3 施行日
	公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日
結果	審議の結果承認された。

(5) 大神・吉際地区住居表示整備事業の実施に伴う関係条例の整理に関する条例(案) について

(> 1	
概要	令和5年10月16日の大神・吉際地区住居表示の実施に伴い、当
	該地区内に所在する施設の位置等の表記が変更となるため、表記を整
	理する条例を令和5年9月議会に上程するものである。
	○対象条例:平塚市余熱利用施設の設置及び管理等に関する条例、
	平塚市保育所設置条例、平塚都市計画下水道事業受益者
	負担金及び下水道事業分担金条例、平塚市立の学校の設
	置に関する条例、平塚市立公民館の設置及び管理等に関
	する条例、平塚市体育施設及び学校運動場夜間照明施設
	の設置及び管理等に関する条例
	○施 行 日:令和5年10月16日
結果	審議の結果承認された。

(6) 中央図書館大規模改修の実施及び事業手法について

概要	中央図書館は築50年以上が経過して耐震性や老朽化が課題となっ
	ていることから建物の劣化度調査を実施し、長寿命化を図ることがで
	きる判定及び改修等の諸課題や概算費用を把握した。
	これを受け、平塚市公共施設等個別施設計画に基づき、利用者の安
	心安全の確保、目標耐用年数に対する残年数や劣化度等を総合的に判
	断して、大規模改修を行うものである。
結果	審議の結果承認された。

(7) 平塚市火災予防条例の一部を改正する条例(案) について

改正の要点 概要 (1)急速充電設備について 電気自動車等の普及拡大に伴い、高出力・短時間で充電可能な設 備が必要になっており、これまでの急速充電設備の出力上限200 kWを撤廃し、併せて設備等の仕様に関する基準を改正し必要な規 定を整備する。 (2) 火災予防条例で規定された標識等について 健康増進法の「喫煙専用室」標識が設置されている場合は、火災 予防条例の「喫煙所」の標識設置をしないことができるとする。 また、火災予防条例で定めた標識(火気厳禁、禁煙、喫煙所)の 図記号は、ISO、JIS規格に準拠したものとするほか、 必要な 規定を整備する。 2 施行日 令和5年10月1日(上記(2)については交付の日) 結果 審議の結果承認された。

(8) 令和4年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分について

概要	令和4年度平塚市下水道事業決算に係る利益の処分については、地 方公営企業法第32条第2項の規定に基づく議会の議決が必要なた め、庁議に付議するものである。
結果	審議の結果承認された。

7 報告事項

(1) 令和4年度平塚市下水道事業決算について

(2) 令和4年度一般会計・特別会計歳入歳出決算等について

概要 会計管理者から歳入歳出決算等の資料提出があったので報告するものである。一般会計をはじめ、全ての特別会計が黒字決算となった。

(3) 令和4年度病院事業決算について

概要 病院事業会計は、590,906千円の当該年度純利益となった。